

「中古住宅購入」と「リフォーム」を同時に行う方



2つの「資金使途」をまとめてお得に！

有担保住宅（リフォーム資金一体型）ローン



資金使途①「中古住宅購入資金」

融資金額 2,000万円 返済期間 20年
金 利 年0.950%（当組合 当初期間固定型10年）
この条件だと・・・
毎月の返済額は「91,533円」になります。

資金使途②「リフォーム資金」

融資金額 500万円 返済期間 15年
金 利 年2.250%（当組合 リフォームローン）
この条件だと・・・
毎月の返済額は「32,754円」になります。

資金使途①と②を合計すると、毎月の返済額は「91,533円」+「32,754円」で「124,287円」になります。
このことを踏まえて、信組からの提案は次の2コースになります。まとめることでこんなにお得になります。

返済額は毎月12万円代でも大丈夫コース

返済額は9万円代を維持したいコース

融資金額 2,500万円 返済期間 18年
金 利 年0.950%（当組合 当初期間固定10年）
この条件だと・・・
毎月の返済額は「125,964円」になります。

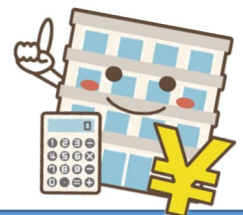
融資金額 2,500万円 返済期間 23年
金 利 年0.550%（当組合 当初期間固定5年）
この条件だと・・・
毎月の返済額は「96,450円」になります。

2つ別々に借り入れるなら、しんくみでまとめて借り入れてはいかがでしょうか？
「住宅ローン」と「リフォームローン」別々に借り入れるより、断然お得になります！！
気になる金利は、「有担保住宅ローン」と同じ金利を適用いたしますので、大変お得にご利用いただけます。

期間固定型3年	年 0.450%	特別金利 当初期間固定	年 0.550%	期間固定型5年
期間固定型10年	年 0.950%		年 1.675%	期間固定型20年

令和4年3月31日まで
固定期間延長キャンペーン
開催中！
固定期間10年→13年

リフォームローンとセット
で
他金融機関ご利用中



詳細は、お問合せいただくか、裏面の概要説明書をご参照ください。
当組合所定の審査があります。審査結果によってはお借入れできない場合があります。
金融情勢により販売を中止することがあります。

東京消防信用組合

<http://www.shoubou.co.jp>

消防しんくみ

検索

本店（東京消防庁10階）
立川支店（立川防災館3階）
幡ヶ谷支店（消防学校寮内）

電話 03-3212-4014
電話 042-526-1431
電話 03-3485-1353

消電 9-501-8609・8610
消電 9-501-8650・8651
消電 9-501-8630・8631

しんくみ住宅ローン商品概要説明書 (2021年4月1日)

ご利用の方	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資証券を保有する組合員で、満20歳以上、勤続1年以上の方 ・当組合組合員と生計を一にする配偶者で、組合員の利用する住宅ローンの連帯債務者、満20歳以上、正社員として勤続1年以上の方	返済方法	・元利均等返済、または元金均等返済からご選択いただけます。 <元利均等返済> 元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。 <元金均等返済> 毎月決まった元金に利息を加え合計額を毎月返済額にする返済方法です。なお返済額は、毎月変動します。																
資金使途	・住宅の購入・建築・増改築・修繕資金、マンション購入資金、住宅用土地の購入資金、住宅ローンの借換え資金、車庫・外構工事等住宅関連施設資金、親子及び3親等以内の親族への援助資金 ・上記資金に付帯する各種諸費用及び引越費用	繰上返済	・「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済」は、6ヶ月ごとの毎年1月及び7月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月15日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。																
お借入額	1万円～8,000万円以内（1万円単位） ・1組合員に対する最高額は6,000万円となります。 ・1世帯に対する最高額は8,000万円となります。	手数料	一部繰上返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。ただし、特別金利期間中に他金融機関へ借換えを実施した場合には、完済手数料として50,000円に消費税を加算した金額が発生します。																
お借入期間	1年以上35年以内 連帯債務者の方は、原則60歳までとなります。	保証人・保証料	・ご希望金額200万円までは原則不要です。 ・ご希望金額201万円以上の場合には連帯保証人（配偶者・保証能力のある親族または組合員）を1名立てていただきます。 ・物件の共有者の方は、連帯保証人としてのご協力が必要です。 ・連帯保証人（配偶者・保証能力のある親族または組合員）を立てていただいた場合は、保証料のお支払いはありません。 ・保証契約を利用される場合は、別途保証料・事務手数料・団体信用生命保険料が発生します。 （例）ご融資金額100万円、20年返済の保証料:11,369円～71,059円																
お借入金利	・お借入金利は、お申込日、契約日の何れか低い方の金利が適用されます。 <変動金利型> ・毎年4月及び10月に市場金利等を勘案し金利の見直しを実施します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金利見直し時期以外にも変更を実施する場合があります。金利が変動した場合には、それに合わせ返済金額が変動します。 <期間固定型> ・ご選択いただきました期間固定金利適用期間中は、固定金利となります。 ・期間固定金利適用期間の選択は2年、5年、10年、20年のいずれかとなります。 ・適用される特別金利は、毎月決定します。変動が認められる場合には、当組合の店頭、ホームページ等で公表します。 ・当初期間固定終了後は、2年、5年、10年、20年の期間固定型もしくは変動金利型のいずれかを選択していただけます。お申し出がない場合には変動金利型へ移行します。 ・当初期間固定終了後は、どの商品を選択しても「店頭基準金利」より1.000%優遇します。	担保	・ご融資対象となる土地及び建物に、原則第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ・担保設定に要する費用につきましては、組合員様にご負担いただきます。 ・マンションを除く借地、保留地上の建物もしくは当組合が必要と判断する場合は、火災保険の保険金請求権等に質権を設定させていただきます。																
お申込みに必要な書類	・直近の給与明細書（写） ・前年の源泉徴収票（写） ・当組合届出印 ・売買契約書（写） ・重要事項説明書（写） ・工事請負契約書（写） ・建築確認済証（写） ・全部事項証明書（写） ・土地の公図（写） ・建物の平面図、立面図（写） ・その他当組合が必要とする書類 ※連帯保証人、連帯債務者予定者様の源泉徴収票等収入証明書（写） ※東京都職員共済組合の償還表（写） ※住民票（写） ※他金融機関の返済予定表（写） ※健康診断書（写）ご希望金額3,000万円を超える方 ※印は、該当する方のみ必要になります。	その他	・印紙税、抵当権設定にかかる登録免許税、司法書士あての報酬が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・金融情勢により募集を中止することがあります。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでもご確認ください。 <東京消防信用組合ホームページ> http://www.shoubou.co.jp/																
火災保険	・加入のお願いをしております。未加入の場合は、罹災されると保険金で住宅ローンを返済することができず、再建築費用の借入が困難になる場合があります。 ・当組合の審査結果により、ご加入いただいた保険の保険金請求権等に質権を設定させていただく場合があります。	苦情処理措置及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問合せは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合 総務部総務課】 住 所：東京都千代田区大手町1-3-5（東京消防庁内） 電 話：03-3212-4050 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 （土日及び金融機関の休日を除く） なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は、当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は、当組合総務部総務課へご相談下さい。																
団体信用生命保険	・金額の如何に係らず加入申請が可能となります。その加入申請に基づき保険会社による審査が実施されます。なお、加入可能となった場合の保険料は当組合で負担いたします。 ・審査後加入断絶となった場合であっても融資実行は可能です。その際は、団体信用生命保険での保障は対象外になります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td style="width: 35%;">東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 東京都信用組合協会）</td> <td style="width: 30%;">しんくみ相談所 （一般社団法人全国信用組合中央協会）</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3567-6211</td> <td>03-3567-2456</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00</td> <td>月～金（祝日及び当協会の休業日を除く） 9:00～17:00</td> <td></td> </tr> </table>		名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 東京都信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人全国信用組合中央協会）		住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）		電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456		受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金（祝日及び当協会の休業日を除く） 9:00～17:00	
名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 東京都信用組合協会）			しんくみ相談所 （一般社団法人全国信用組合中央協会）															
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）																	
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456																	
受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金（祝日及び当協会の休業日を除く） 9:00～17:00																	
利用分量配当制度	協同組合組織の金融機関に認められている特別な配当金です。1年間にお支払い、またはお受け取り頂いた利息に対して配当金をお支払いします。そのことにより借入金の実質金利は低くなり、預金の実質金利は高くなります。なお、当組合の営業実績により配当されない場合もあります。 【参考】平成30年度配当実績：貸出金利100円につき5円を配当しております。 10年期間固定型商品、年0.950%の実質金利は、約0.9025% $\{0.950\% \times (1 - 5/100)\}$ となります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td style="width: 30%;">東京弁護士会紛争解決センター</td> <td style="width: 30%;">第一東京弁護士会仲裁センター</td> <td style="width: 25%;">第二東京弁護士会仲裁センター</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00</td> <td>月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00</td> <td>月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00</td> </tr> </table>		名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	東京弁護士会紛争解決センター			第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター														
住 所	〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3																
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																
受付時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00																
住宅ローン利用後の融資商品金利優遇	<ご利用条件> ・有担保住宅ローンを利用中の組合員 <優遇適用商品> ・住宅諸費用ローン ・無担保住宅ローン ・住宅リフォームローン ・インテリアローン ・マイカーローン（変動金利型） ・学費ローン ・医療福祉ローン <金利優遇幅> ・優遇適用商品の「店頭基準金利」から0.200%の優遇となります。 <金利優遇が失効する場合> 有担保住宅ローンの残債が借換えによる繰上返済で消滅した場合は、金利優遇の特約は消滅します。ただし、通常返済及び自己資金による場合はこの限りではありません。 <失効した場合の店頭基準金利への変更> 特約が消滅した場合の店頭基準金利の適用については、次のとおりとします。 なお、15日が休日の場合は翌営業日となります。 ・有担保住宅ローンが消滅した日付が1日から当月14日までの場合は、前月の入日に遡り店頭基準金利に変更します。 ・有担保住宅ローンが消滅した日付が15日から月末までの場合は、当月の入日に遡り店頭基準金利に変更します。	上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。																	